



令和7年度 就学援助制度のお知らせ



柏原市では、柏原市立小・中学校への就学に必要な費用の一部を援助する就学援助制度を実施しています。

※毎年度、申請が必要です。前年度受給された方や小学校入学準備金を受給された方でも、今年度や入学後の就学援助を希望する場合はあらためて申請をしてください。（認定状況は引き継がれません。）

	当初申請		随時申請	
申請期間 <small>市役所と学校は、土日祝と年末年始を除く</small>	令和7年4月14日（月） ～ 令和7年5月16日（金）		令和7年5月19日（月） ※オンラインは5月17日（土） ～ 令和8年2月27日（金）	
申請方法	就学援助申請書を提出（郵送不可）	オンライン申請	就学援助申請書を提出（郵送不可）	オンライン申請
受付場所	市役所本館2階多目的室2-1 または 通学する学校	ただし、振込先口座を学校長口座に指定される方は、申請書を学校へ提出してください。	市役所本館3階39番窓口 または 通学する学校	ただし、振込先口座を学校長口座に指定される方は、申請書を学校へ提出してください。
受付時間	午前9時～午後5時		午前9時～午後5時	
結果 (認定通知書・否認通知書の通知予定)	8月中旬		申請月：通知予定 当初申請後～8月：9月 9月～2月：申請月の翌月以降順次	
支給対象月	4月から		申請月から	
支給時期	前期（4月～9月分）：9月末 後期（10月～3月分）：3月		通知書に記載 (例) 6月に申請した場合 6月～9月分：10月末 10月～3月分：3月	

※当初申請をした場合のみ、4月から支給対象となりますので、早めの申請をお願いします。詳しくは学務課までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

〒582-8555 柏原市安堂町1-55
柏原市教育委員会 学務課
(柏原市役所 本館3階 39番窓口)
TEL：072-972-1697

オンライン申請は、市ホームページから確認できます。学務課で受信した日を受付日としますので、当初申請期間の最終日や月末は、支給対象月に影響が出ることがあります。余裕をもって申請してください。



支給対象者

柏原市立小・中学校に在籍する児童生徒または翌年度に小学校入学予定者の保護者で、次の項目に該当する方です。

(1) 令和6年1月～12月の所得金額（世帯全員の合計額）が認定基準額以下の方

令和7年度 認定基準額（世帯全員の合計額）				
あくまでも目安の金額です。家族構成、年齢構成によって基準額が異なります。記載されている基準額より少額でも否認認定になる場合や、基準額より多額でも認定になる場合がありますのでご了承ください。				
世帯人数	2人	3人	4人	5人
家賃負担なし	約162万円	約207万円	約229万円	約271万円
家賃負担あり	約200万円	約245万円	約267万円	約308万円

※給与所得または公的年金等の所得がある方は、総所得金額から最大10万円を差し引いた額を所得金額とします。

(2) 災害、病気、その他家庭の事情により経済状況が急変した方
※急変した理由の分かる書類が必要です。事前にお問い合わせください。

所得が不明な場合や、判断に迷う場合でもご家庭で判断せず、まずは申請してください。



申請時に必要なもの（※オンライン申請をする方は、お手元にご用意してから申請してください。）

- 預・貯金通帳（小・中学校の諸経費で使っている、または使う予定の口座）
- 賃貸住宅にお住まいの方は、賃貸契約書等の家賃を負担していることが分かる書類
- 身体障害者手帳をお持ちの方は、身体障害者手帳
- 令和7年1月2日以降に転入された方は、6月から発行される令和7年度所得証明書

※(4)は、1月1日にお住いの市町村で、6月から発行可能となります。そのため、5月までの申請者は、申請時に転入者であることを申し出てください。申請後に提出が必要です。

※所得の申告がお済みでない方は、必ず済ませておいてください。（給与収入のみの方で、勤務先から柏原市へ給与支払報告書が提出済みの場合は不要です。）

注意事項

- 事実ではない理由による申請その他、虚偽・不正の内容であることが明らかとなった場合は、認定を取り消した上、就学援助費を返還していただくことがあります。
- 万一、支給時に振り込みできなかった場合において、連絡先の不明その他振り込みできない状況が相当期間内に解消されない場合には、援助の必要がなくなったものとみなして、支給を停止しまたは認定を取り消すことがあります。

援助費目および金額（年額：円）

	支給時期 (注1)	翌年度 小学校入学 予定者	小学校						中学校		
			1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生
学用品費	前期	—	5,815	6,950	6,950	6,950	6,950	6,950	11,365	12,500	12,500
	後期	—	5,815	6,950	6,950	6,950	6,950	6,950	11,365	12,500	12,500
給食費	前期	—	4月～9月分の実費						4月～9月分の実費		
	後期	—	10月～3月分の実費						10月～3月分の実費		
小学校入学準備金 (注2)	後期	57,060	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中学校入学準備金 (注3)	後期	—	—	—	—	—	—	63,000	—	—	—
林間・臨海学習費 (宿泊学習費)	—	—	—	—	—	—	6,000円 以内	—	7,500円 以内	—	—
修学旅行費	—	—	—	—	—	—	—	23,000円 以内	—	—	60,910円 以内
校外学習費	—	—	交通費と見学料の実費 (1年生～5年生は2回まで、6年生は1回)						交通費と見学料の実費		
通学費	後期	—	8月を除く、認定期間相当分の金額						8月を除く、認定期間相当分の金額		
医療費 (注4)	—	—	認定期間内に負担した、学校保健安全法に基づく病気の治療にかかる自己負担分								

(注1) 支給時期については次のとおりです。
 前期（4月～9月分）：9月末
 後期（10月～3月分）：3月
 空白となっているものは、実施月により決定します。また、事務処理の都合上、前期に実施済みであっても後期になる場合があります。

(注2) 小学校入学準備金は、翌年度柏原市立小学校入学予定者で2月末時点の認定者のみ対象です。

(注3) 中学校入学準備金は、小学校6年生で2月末時点の認定者のみ対象です。

(注4) 医療費について、学校保健安全法に基づく病気は次のとおりです。

- ・虫歯
- ・白せん
- ・膿痂疹
- ・アデノイド
- ・結膜炎（アレルギー性は対象外）
- ・慢性副鼻腔炎（アレルギー性は対象外）
- ・中耳炎
- ・疥せん
- ・トラコーマ
- ・寄生虫病

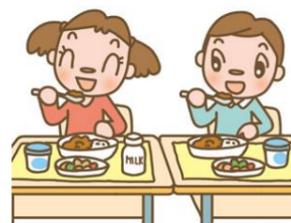
認定通知書が届く（8月中旬）までに治療する場合は、領収書の原本を大切に保管しておいてください。認定後に医療費を請求するときに、領収書の原本が必要となります。

認定通知後は、医療券の交付申請が可能となります。

医療券の交付申請および医療費の請求につきましては、認定通知書に同封するお手紙にてお知らせしますので、ご確認ください。

※随時申請の場合、支給対象月は申請のあった月からです。学用品費、給食費、通学費は月割りの支給となります。また、林間・臨海学習費、修学旅行費、校外学習費は実施月を過ぎてから申請した場合や欠席した場合のキャンセル代等は、支給対象外となります。

※生活保護世帯の方は、小学校6年生と中学校3年生の修学旅行費のみ支給対象となります。また、修学旅行の実施月を過ぎてから申請した場合や欠席した場合のキャンセル代等は、支給対象外となります。



支給の決定および方法

- (1) 住民基本台帳および課税台帳等により審査を行い、認定・否認定を決定します。
- (2) 所得の申告がない等、審査できない場合は、否認定になります。
- (3) 認定となった場合の就学援助費は、申請書に記載された口座へ振り込みます。
 ただし、支払うべき学校納付金（給食費等）が未納の場合は、学校長口座に振り込み、かつ、その未納分に充当することがあります。